令和８年度　加西市国民健康保険事業計画

加西市市民部　国保医療課

Ⅰ 基本方針

国民健康保険制度は、我が国の国民皆保険体制の根幹をなす重要かつ不可欠な基盤です。本市における国保運営を取り巻く環境は、少子高齢化の進展や高度医療技術の発達、医薬品価格の高騰等に伴い、一人当たり医療費が増加傾向にあります（前年度比で 6,290 円・1.2%増加）。一方で、少子高齢化や社会保険の適用拡大等により、被保険者数は減少を続けており、財政運営は厳しさを増しています。

平成 30 年度の制度改正以降、兵庫県が財政運営の責任主体となり、市町が資格管理、保険給付、保険税の賦課徴収、保健事業等を担う体制のもと、県および県下市町が一体となって「事業の財政運営の安定化」および「事務の標準化・広域化・効率化」を推進してまいりました。

現在、兵庫県では「同一所得・同一保険税（料）」に向けた取り組みが進められており、令和 12 年度には県下全市町の保険税（料）が完全統一されます。本市の税率は県の示す標準保険税率を下回っているため、完全統一（標準税率への移行）に伴い、被保険者の皆様においては段階的な税率上昇（負担増）が避けられない見通しです。本市では令和７年度末時点で保有する国保特別会計基金（6 億 7,325 万円）を中長期的な財政推計に基づき計画的かつ効果的に活用してまいります。あわせて、18 歳到達年度末（高校３年生相当）までの児童に係る均等割額の独自減免をはじめとする負担軽減策や各種保健事業についても、統一後の制度設計を見据えて段階的な見直しと再整理を進めます。また、マイナ保険証への移行・定着に伴い、すべての被保険者が安心・円滑に保険診療を受けられる環境を整備するため、引き続き丁寧な周知・広報活動を展開します。

本市国保の持続可能性と財政の健全性を確保しつつ、確実で効率的な事業運営を継続するため、ここに「令和８年度 加西市国民健康保険事業計画」を定め、各種事業を積極的に推進します。

令和８年４月

Ⅱ 主要事業

1 収納率向上対策について

区分	令和８年度 目標	令和７年度 目標（実績）	令和６年度 目標（実績）
現年度課税分	96.02%	96.80% （96.14%※速報値）	96.10% （95.97%）
滞納繰越分	22.50%	22.50% （21.42%※速報値）	22.50% （22.97%）

※（）内は実績

(1) 全庁的な徴収体制の整備

資格担当課および課税収納担当課による「収納率向上対策会議」を定期的に開催し、個別案件への迅速な対応と情報共有の徹底を図ります。また、現地調査・財産調査・滞納処分に重点を置き、悪質滞納者に対する厳正な臨機対応を講じます。

(2) 保険給付の制限及び特別療養費支給の適正運用

滞納者に対しては、分納誓約の履行状況等を十分に確認したうえで適正な給付判定を行います。

未納者に対しては引き続き督促状の送付等により早期の自主納付を強く促すとともに、長期未納者に対しては、特別療養費支給へ変更する旨の事前通知を発行し、納税相談への誘導と徴収の推進を図ります。

(3) 悪質滞納者対策

納税資力がありながら納税意思が極めて低いと判断される滞納者に対しては、差押予告書を送達のうえ、速やかに預貯金・不動産等の差押えをはじめとする滞納処分を執行します。

(4) 口座振替の推進

納税通知書等の各種送付物、市広報誌、窓口等での多角的な案内に加え、マルチペイメントネットワーク（ペイジー）を活用した簡便な口座振替手続きの周知・PRを強化します。

2 資格の適用適正化対策の推進

国民皆保険制度の趣旨を徹底し、公正な賦課・給付を行うため、資格管理の適正化を推進します。

(1) 適用適正化調査の実施

毎年11月及び３月を「適用適正化強化月間」に設定し、擬制世帯等を中心とした実態調査を行い、適用等の適正化を図ります。

(2) 重複加入者対

日本年金機構の情報等を活用し、職場等の健康保険加入に伴う国保の脱退未了者に対し、文書等で手続きを勧奨します。

なお、期間内に手続きが行われない場合は、国通知に基づき職権による資格喪失処理を行い、適正な資格管理を図ります。

(3) 未適用者対策

「国民年金第２号被保険者資格喪失者一覧表」等を活用し、退職等により職域保険の資格を喪失した者に対し、早期の国保加入手続きを案内・促進します。

(4) 適正な賦課のための未申告者対策

未申告の被保険者に対し所得申告を促し、担税力に応じた適正な賦課を行うため、文書勧奨に加え、電話督励や戸別訪問を実施します。

(5) 居所不明被保険者の実態調査と職権整理

送付物の返戻等により居所不明と判断される世帯については、「居所不明被保険者に係る資格喪失確認の事務処理要綱」に基づき訪問等の実態調査を行い、不居住が確認された場合は住民登録担当課と連携して職権削除（資格喪失）の事務処理を進めます。

３ 医療費適正化対策について

限られた国保財政を効率的に運用するため、診療報酬等の点検強化および予防啓発を通じた医療費適正化を推進します。

(1) レセプト点検の充実強化

医療事務資格を有する専門人員等により、診療内容・資格・請求点数等の点検作業を徹底します。また、兵庫県国保連合会等の研修会に職員を積極的に参加させ、点検技術の向上（スキルアップ）を図ります。

(2) 柔道整復施術療養費の点検強化

接骨院・整骨院等からの柔道整復療養費支給申請について、専門業者への外部委託点検を活用し、施術頻度や疑義項目の審査・照会・確認を確実に行うことで過誤請求を防止します。

(3) 医療費通知の実施

被保険者の健康意識・コスト意識の向上を目的に、「医療費のお知らせ」を年６回定期送付します。

(4) 第三者行為求償事務の強化

交通事故等の第三者加害行為に起因する傷病について、市ホームページ等での届出周知、傷病名からのレセプト抽出、消防本部・社会福祉協議会・市民相談室等の関係機関との連携を強化し、損害保険会社等への求償・回収事務を徹底します。

(5) 糖尿病性腎症重症化予防の推進

兵庫県策定プログラムに基づき、加西市医師会や健康課と連携し、重症化リスクが高い未受診者・治療中断者への個別の受診勧奨を実施します。また、慢性腎臓病（CKD）の予防・早期発見に向け、「CKD シール」の活用や薬剤師会等との連携を通じた普及啓発を展開します。

(6) 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進

家計負担の軽減と医療費抑制のため、「ジェネリック医薬品差額通知」を年４回送付します。本市の使用割合（数量ベース）は令和８年度３月末実績で 91.6%と国目標(80%)を大きく達成していますが、令和８年度においても年度平均 85%以上の高水準を維持できるよう継続して啓発を行います。

(7) 重複・多受診者への訪問指導

複数医療機関への重複受診や過剰な多受診傾向が見られる被保険者に対し、国保担当職員および健康課保健師が訪問指導を実施し、適正な受療行動への誘導を行います。

４ 保健事業の推進について

被保険者の生活の質（QOL）向上と医療費適正化を一体的に図るため、予防・健康づくり事業を強化します。

(1) 健やか加西っ子の育成（母子保健支援）

「こどもサポートセンター（すくすく相談窓口）」を中心に、妊娠期から子育て期まで切れ目のない母子保健支援体制を維持・強化します。

(2) 歯科保健対策の推進

「２歳児食と歯の教室」等の相談事業を通じ、幼少期からの歯みがき習慣を定着させます。また、加西市歯科医師会・兵庫県歯科衛生士会と連携し、歯周病予防等を含めた生涯歯科保健対策を推進します。

(3) 加西市歩くまちづくり条例に基づく健康増進事業

「健幸づくり教室」等による運動指導・フレイル予防を推進します。また、専用アプリやウォーキングイベントを活用した運動ポイント事業を通じ、市民の自主的な健康増進活動を後押しします。

(4) 各種健診の推進と受診インセンティブの強化

集団健診（町ぐるみ健診・年間 13 日設定）および個別健診（市内医療機関・通年）の受診環境を維持し、健診費用無料化を継続します。未受診者への個別の文書・電話勧奨を徹底するとともに、子育て世代の受診率向上を図るため、健診受診者へ地域通貨ポイント等を付与する新規事業を実施します。

(5) 人間ドック等助成制度

生活習慣病の早期発見・早期治療を目的として、人間ドック・脳ドック等の受診費用に対する助成事業を実施します。

５ 広報啓発活動

国民健康保険制度の仕組み（相互扶助、給付と負担の関係）について市民の深い理解を得るため、広報活動を多角的に展開します。

(1) 制度概要・資格届出の広報

７月の納税通知書送付時のパンフレット同封、市広報誌、公式ホームページ等を通じ、制度の仕組みや加入・離脱時の迅速な各種届出について周知徹底します。

(2) 口座振替・ペイジーの利用促進

納税通知書同封物やメディア等を通じて口座振替を勧奨するとともに、キャッシュカードで手軽に申し込める「ペイジー口座振替受付サービス」の利便性を広く広報します。

(3) マイナ保険証の活用・一体化推進

マイナ保険証のメリット（データに基づく適切な医療の享受、高額療養費限度額の自動適用等）や利用方法について、丁寧でわかりやすい広報活動を行い、安心・円滑な受療環境を整えます。

６ 特定健康診査・データヘルス計画について

(1) 第４期特定健康診査等実施計画および第３期データヘルス計画の推進

本市では、令和６年度を初年度とする「第４期特定健康診査等実施計画」及び「第３期データヘルス計画」に基づき、KDB（国保データベース）等のデータ分析を踏まえた効果的な PDCA サイクルによる事業展開を図っています。

特に令和８年度はデータヘルス計画の中間評価年度に当たるため、これまでの事業成果や健康データの推移に関する総合的な効果検証および課題抽出を行います。抽出された課題を後半年度の計画・施策へ迅速に反映（見直し）させることで、保健事業の実効性を一段と高めます。

(2) 目標値

指標	令和８年度 目標値	備考
特定健康診査受診率	45.0%	健康課・医療機関との連携強化
特定保健指導実施率	50.0%	保健師等による積極的支援
メタボ該当者・ 予備軍減少率	25.0%減	令和 11 年度目標（平成 20 年度比）